

輪島市監査公表第 41 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月17日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月29日（金） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から10月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○資金前渡金の精算事務処理については、負担金・駐車料金等の領収書の添付をもって精算すること。領収書の紛失（自己責任）は、あってはならないこと。今後においては、各課に対し徹底指導を行い、規則等に則った厳正な支払事務処理を望む。

○今年度においても、より効率的な公金の管理・運用に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。